

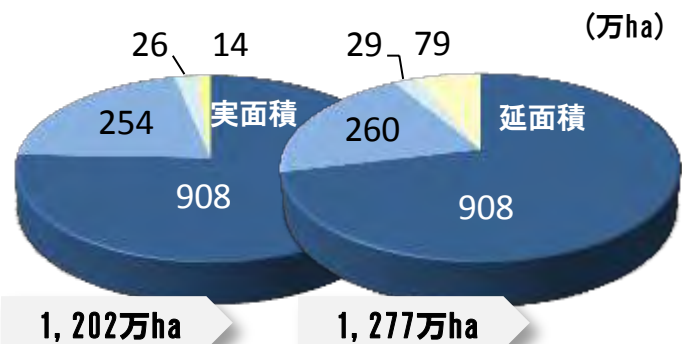
# 保安林制度の概要

- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的のために必要な森林について、森林法に基づき指定。
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件(指定施業要件)を定め、伐採制限や転用の規制等の制約を課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。

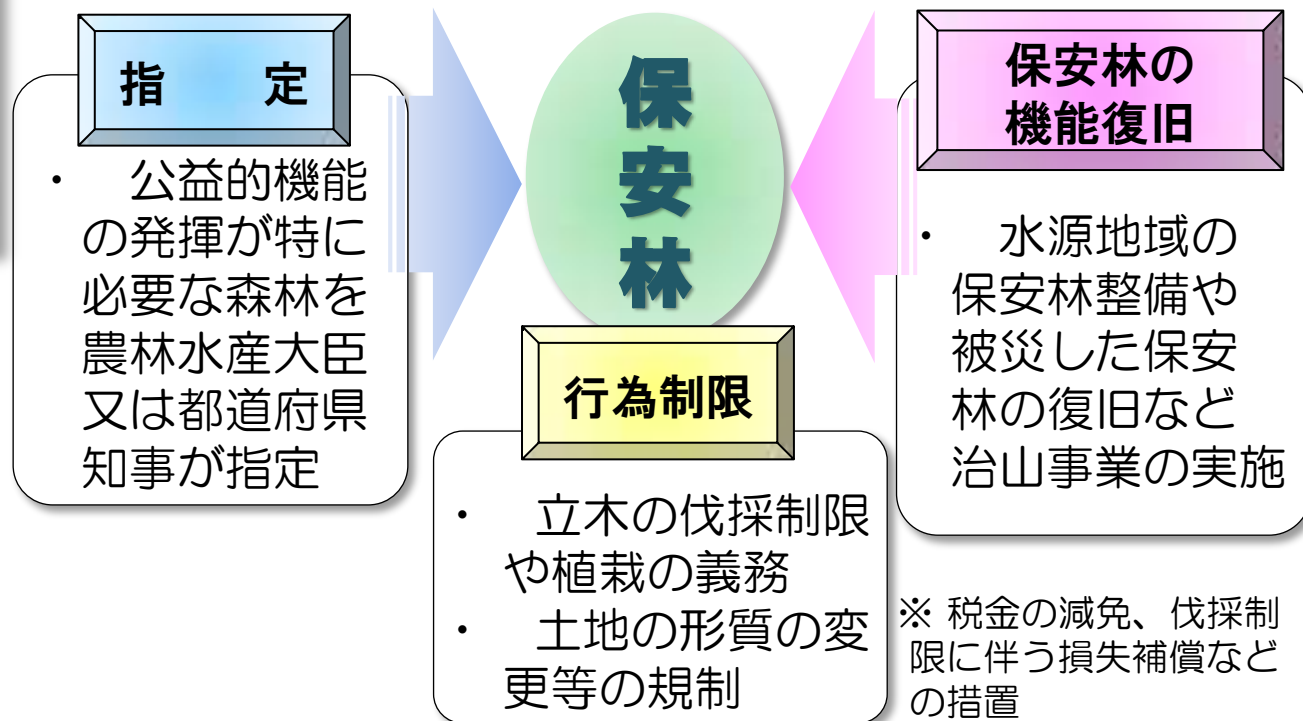
## 保安林指定面積

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致  
以上、17種

## 保安林の種類



## 保安林制度の体系



# 保安林の解除等について

- 保安林は公益目的を達成するために特に重要な森林を指定しているものであり、その解除は、①指定理由の消滅、②公益上の理由の場合に限定。  
※ 「公益上の理由の場合」とは、土地収用法等により土地を収用もしくは使用できるとされている事業等のための用に供するため転用を行う場合。
- 保安林の解除にあたっては、国民の生命及び財産に直結するものであるという社会的必要性を十分に勘案しつつ、公共事業の用に供するなど止むを得ない事由があつて、必要な要件を具備するか否かを審査。
- 保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、知事の許可（保安林内作業許可）により、保安林内において土地の形質の変更等を実施することが可能。

## ● 保安林の転用に係る解除の要件

指定理由の消滅	公益上の理由
第1級地は原則不可	第1級地は原則不可。 (ただし、道路、ダム等の面的、線的施設については、止むを得ず含まれることも可)
用地事情等(他に適地を求めえないこと)	用地事情等(他に適地を求めえないこと)
面積最小限(解除面積が必要最小限度であること)	面積最小限(解除面積が必要最小限度であること)
代替施設設置(保安林機能を代替する施設が設置されること)	代替施設設置(保安林機能を代替する施設が設置されること)
実現の確実性(事業を行うこと等が確実であること)	実現の確実性(事業を行うこと等が確実であること)
利害関係者の同意(利害関係者の同意が得られていること)	(地域の振興計画等に位置づけられていることから不要)

- ※ 「第1級地」とは、次のいずれかに該当する保安林
- 治山事業施行地
  - 傾斜度25度以上のもの
  - 人家、道路等重要な施設に近接しているもの
  - 海岸に近接した一定幅以下のもの
  - 保安林解除に伴い残置又は造成されたもの

## ● 保安林解除の実績

(直近5年間の平均)

件数	面積(ha)
709	571

## ● 再生可能エネルギー発電施設に係る保安林解除実績

(H23.12現在)

件数	面積(ha)
25	99



● 風力発電施設用地による保安林解除事例 (三重県)

## ● 保安林内作業許可の例

- 林道(車道幅員4m以下のものに限る)等を設置する場合
- 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満である等の場合
- 一時的な変更行為であつて、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満のものである等の場合

# 「保安林における許可要件・基準の見直し」への対処方針

閣議決定の内容	対処方針
<p>① 保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ適切に対処する。＜平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施＞</p>	<p>① 保安林の指定状況等を再精査する手法について、平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議（平成23年10月から11月開催）等を通じて個別に都道府県と意見交換等を行いつつ、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立時に、保安林の解除を相当とする森林を調査すること等を検討中。 今後、平成23年度中に検討結果を取りまとめ、都道府県へ通知するとともに、平成24年度以降の地域森林計画等の樹立に併せて、全国各地で順次再精査を実施する。</p>
<p>② 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価買取制度に係る法案が成立し※1、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置づけにある事業を「公益上の理由」による保安林解除として取扱う。＜法制化後※2、措置＞</p> <p>※1：平成23年8月成立、※2：平成24年7月施行</p>	<p>② 平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議（平成23年10月から11月開催）等を通じて、左記内容や、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令の制定等にあわせて保安林に係る運用について通知する予定である旨を周知。 今後、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令等にあわせて、「公益上の理由」による解除の取扱いについて通知する。</p>
<p>③ 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除）について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。＜平成23年度中検討開始、平成24年度措置＞</p>	<p>③ これまでに、保安林解除や作業許可により再生可能エネルギー施設を設置した事例について把握、整理した。 また、再生可能エネルギー施設のために保安林を解除する場合の解除要件（他に適地を求め得ないこと等）に係る都道府県の審査方法について、実態把握を行っているところ。 今後、これら調査結果等実情を踏まえて、留意事項を整理し、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令等にあわせて都道府県へ周知する。</p>